

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部改正の骨子に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和7年11月15日（土曜日）から令和7年12月15日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 3人 |
| (2) 意見の件数 | 3件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件 |

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1	マンションに無駄な駐車場が多い	<p>本条例の改正は、近年の高層共同住宅の増加や宅配需要の増加等の社会経済状況の変化による、共同住宅における荷さばき駐車施設の不足に対応するものであり、車庫的需要等に関する共同住宅の駐車施設については、「厚木市住まいよいまちづくり条例」において規定を定めております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、関係部署に情報を共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	—
2	車椅子用駐車場の明確化はとても助かります。 ただ、全体の駐車台数が減ると、車椅子用が空いていない時に停める場所がなく困ります。 車椅子用を確保した上で、一般駐車場の数も減らしすぎないよう検討してください。 できれば有料化も避けてほしいです。	<p>車椅子用駐車場については、国土交通省が附置義務制度の参考として示している「標準駐車場条例」及び厚木市の駐車場整備地区における近年の駐車施設の利用状況を踏まえ一般駐車台数を設定した上で、明確化を図ることになります。</p> <p>また、有料化の判断につきましては、建築物の所有者の</p>	—

		<p>御判断に委ねられるものであり、市として直接的に関与できる立場にはございません。</p> <p>公共施設の駐車場の有料化につきましては、受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）に沿って進めてまいります。</p>	
3	駐車場は少し増やして欲しい気持ちもあります。	<p>本条例は、国土交通省が附置義務制度の参考として示している「標準駐車場条例」及び厚木市の駐車場整備地区における近年の駐車施設の利用状況を踏まえた最低限備えるべき附置義務に対する駐車台数としております。附置義務に対する駐車台数を超える部分については、実情を踏まえ建築物の所有者が御判断するものです。</p>	—

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 都市計画課
- (2) 連絡先 046-225-2357

5 結果公開日

令和8年1月14日 公開